

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱い箇所)

第110条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃、料金の払戻しは、発行駅等所定の箇所にて取扱う。

(払戻請求権行使の期限)

第111条 旅客は、旅客運賃、料金について払戻しの請求をすることができる場合であっても、その乗車券が発行の日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃、料金の収受又は払戻しをする場合の既収額)

第112条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃、料金の収受又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類の旅客運賃、料金を当初から収受しているものとして計算をする。ただし、払戻しの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃、料金の額を限度として取扱う。

【細則 第47条】

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第113条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された輸送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に取扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗越し
- (2) 方向変更
- (3) 団体券変更

(乗車変更の取扱い範囲)

第114条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始する駅の属する券片に限るものとする。ただし、回数券については、その使用する券片に限る。

(特殊割引券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱い制限)

第115条 区間等に制限のある種類の特殊割引券を所持する旅客に対しては、その制限を越える乗車変更の取扱いをしない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第116条 通用期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(別途乗車)

第 117 条 旅客が乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のある場合等、旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないときは、その取扱いをしない区間又は種類について、別途乗車としてその区間に対する相当の旅客運賃を収受する。

第 2 款 乗 越 し

(乗越し)

第 118 条 旅客は、あらかじめ係員に申出てその承諾を受け、所持する普通券（特殊割引普通券を含む。）に表示された着駅を、その着駅を越えた着駅に変更（以下「乗越し」という。）することができる。ただし、定期券または回数券を所持する旅客に対しては、別に定める場合を除き、別途乗車として取扱う。

2 乗越しの取扱いをする場合は、原乗車券（以下「原券」という）に対する既に収受した旅客運賃と原券の発駅から乗越し着駅までの普通旅客運賃との差額を収受する。この場合、原券が割引乗車券であって、その割引が原券の発駅から乗越し着駅までの区間に対しても適用のあるものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原券に適用した割引率による割引の運賃によって計算する。

【細則 第 51 条】

(回数券の乗越し)

第 119 条 回数券（通学用割引回数券を除く。）を使用する旅客が、その表示区間を越えて乗車した場合は、その越えた区間における普通片道運賃を別途収受する。

2 前項の場合、特殊割引回数券にあつては、前項の運賃を 5 割引きし、は数計算した額を収受する。

第 3 款 方 向 変 更

(方向変更)

第 120 条 旅客は、あらかじめ係員に申出てその承諾を受け、1 回に限って所持する普通券（特殊割引普通券を含む。）に表示された着駅をその着駅と異なる方向の駅に変更（以下「方向変更」という。）することができる。

2 前項の取扱いをする場合は、原券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受するものとし、過剰額は払戻しをしない。この場合、原券が割引乗車券であつて、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用があるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原券に適用した割引率による割引の運賃によって計算する。

第4款 団体券の変更

(団体券の行程変更)

第121条 団体券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申出てその承諾を受け、乗越し又は方向変更をすることができる。ただしこれらの変更は、その団体旅客の全員が変更する場合で、かつ、輸送上支障がない場合に限って取扱うものとする。

2 前項の取扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃と団体券1枚につき別表に定める手数料とを収受する。

(1) 乗越し

乗越し区間について、旅客運賃収受人員に対する普通旅客運賃を収受する。

(2) 方向変更

方向変更に対する旅客運賃収受人員について計算した普通旅客運賃と不乗車区間に対する同一の計算による普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。

【細則 第26条、第27条】

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃、料金の払戻しに伴う割引証等の返還)

第122条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更の手数料の払戻し)

第123条 旅客は、当社が収受した手数料については、払戻しを請求することができない。

(旅客運賃の払戻しをしない場合)

第124条 旅客は、第70条の規定により、小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額について払戻しを請求することができない。

第 2 款 無 札

(無札旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受)

第 125 条 旅客が次の各号のいずれかに該当する場合は、無札旅客として、その旅客の乗車駅から普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とを合わせ収受することができる。

- (1) 無人駅から乗車する場合を除き、係員の承諾を受けず乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入缺を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。
- (3) 第 81 条又は第 83 条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み又はその取り集めの際に引渡しをしないとき。

2 旅客が第 81 条第 1 項第 6 号の規定により、無効となる普通券と回数券で乗車した場合、運賃計算区間は券面表示区間と券面表示区間外とを合わせた全区間として、前項の規定による旅客運賃及び増運賃をその旅客から収受することができる。

無効となる 2 枚以上の回数券で乗車した場合、運賃計算区間は券面表示区間と券面表示区間外とを合わせた全区間とし、乗車回数は回数券の使用済券片に対して 1 券片ごとに 1 回乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を収受することができる。

3 団体旅客がその乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、次項に該当するときを除き、これを第 1 項第 3 号の無札旅客として全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃をその団体申込者から収受することができる。

4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人

員として大人を乗車させたときは、第 81 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを第 1 項第 1 号の無札旅客としてその団体申込者から第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃を収受することができる。

【細則 第 53 条～第 57 条】

(定期券不正使用に対する旅客運賃、増運賃の収受)

第 126 条 第 82 条第 1 項の規定により定期券を無効として回収した場合(同条第 2 項において準用する場合を含む。)は、その旅客から次の区分により計算した普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とを合わせ収受することができる。

	区 分	運 賃 計 算 区 間	乗 回 車 数	摘 要
(1)	定期券をその記名人以外の者が使用したとき。	券面区間	定期券の効力が発生した日から発見当日まで毎日 1 往復	
(2)	券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき。			
(3)	使用資格・氏名・年齢・駅間又は通学の事実を偽って購入した定期券を使用したとき。			
(4)	券面表示事項を塗消し、又は改変して使用したとき。			
(5)	区間の連続していない 2 枚以上の定期券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。	券面区間と券面区間外とを合わせた全区間		効力の発生した日が異なるときは、発見に近い日から発見当日まで毎日 1 往復ずつ乗車したものとする。

(6)	定期券の区間と連続していない普通券又は回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間の間を乗車したとき。		片道	
	普通券との場合	乗車区間		
	回数券との場合	券面区間と券面区間外とを合わせた全区間	回数券の使用済み券片 1 片ごとに 1 往復	
(7)	通学定期券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。	券面区間	使用資格を失った日から発見当日まで	毎日 1 往復
(8)	通用期間開始前の定期券を使用したとき。		発売日より発見当日まで	
(9)	通用期間満了後の定期券を使用したとき。		通用期間満了日の翌日から発見当日まで	
(10)	通学定期券を使用する旅客が、証明書を携帯していないとき。	乗車区間	片道	
(11)	係員の承諾を得ないで、定期券の券面区間外を乗車したとき。			
(12)	定期券を不正乗車の手段として使用したとき。			

【細則 第 57 条～第 59 条】

(無札旅客の乗車駅不明の場合)

第 127 条 第 125 条の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車がある場合で接続列車に乗車したことが明らかなときは、接続列車の出発駅、出発駅の異なる 2 個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第 3 款 紛 失

(乗車券紛失の場合の取扱い方)

第 128 条 旅客が旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については無札旅客として第 125 条、第 127 条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間についてはこれに相当する普通旅客運賃を収受することができる。また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を収受して増運賃は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期券又は回数券を使用する旅客はこの限りでない。
- 3 前 2 項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券類（定期券及び回数券を除く。）を紛失した場合に準用する。

【細則 第 61 条～第 64 条】

(再収受した旅客運賃、料金の払戻し)

第 129 条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客が、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とを最寄り駅に差出して、発見した乗車券類 1 枚につき別に定める手数料を支払い、その旅客運賃について払戻しの請求をすることができる。ただし、再収受証明書の発行日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体券及び貸切券紛失の場合の取扱い方)

第 130 条 旅客が団体券又は貸切券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 128 条の規定にかかわらず別に定める手数料を収受することで、別に旅客運賃を収受しないで相当の団体券又は貸切券を再交付することができる。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、その乗車券について既にその旅客運賃の払戻しをしている場合を除く。

(乗車駅証明書又は整理券紛失の場合の取扱い方)

第 131 条 旅客が、乗車駅証明書又は整理券を紛失された場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、始発駅からの運賃を収受することができる。また、係員がその事実を認定できるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を収受する。

第 4 款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払戻し)

第 132 条 旅客は、別に定める場合を除き、旅行開始前に普通券が不要となった場合、その乗車券の券片が入鋏前（入鋏省略の乗車券にあっては、乗車していないことが認められるとき。）で、かつ通用期間内（前売りの乗車券については、通用開始前を含む。）であるときに限ってこれを最寄り駅に差出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券 1 枚につき別に定める手数料を支払うものとする。ただし、不要になった理由が第 143 条第 1 号又は第 2 号の規定による場合は、手数料を必要としない。

2 第 1 項の規定により払戻しの請求をした乗車券が、往復乗車券又は連続乗車を割引条件として発売した普通割引券等であって、往片等その一部を使用している場合の払戻額は、同項の規定にかかわらず既に収受した往復旅客運賃等から既に使用した往片等の券片に対する無割引きの普通旅客運賃を差引いた残額とする。

【細則 第 66 条～第 68 条】

(使用開始前の定期旅客運賃、回数旅客運賃の払戻し)

第 133 条 旅客は、通用期間開始前の定期券を定期券発行駅に差出して、既に支払った定期旅客運賃の払戻しを請求することができる。また、通用期間内の回数券を最寄りの回数券発行駅に差出して、既に支払った回数旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は定期券 1 枚又は回数券 1 冊につき、それぞれ別に定める手数料を支払うものとする。

2 定期券について前項の払戻を請求する場合、定期券の使用者は別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期券の記名人の代理人に対し、払戻しすることがある。

【細則 第 67 条、第 69 条】

(旅行開始前の団体旅客運賃、貸切旅客運賃の払戻し)

第 134 条 旅客は、旅行開始前に団体券又は貸切券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前にこれを駅に差出したときに限って既に支払った団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客には乗車券 1 枚につき別に定める手数料(保証金を充当して発行したものについては保証金の額に相当する額。)を支払うものとする。

2 団体旅客又は貸切旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払戻すことができる。

【細則 第 70 条】

(旅行開始後の旅客運賃の払戻し)

第 135 条 旅客は、普通券を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止した場合は、旅客運賃の払戻しを請求することができない。

2 往復券等の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第 132 条の規定を適用する。

(継続乗車中の旅客に対する旅客運賃の払戻しをしない場合)

第 136 条 第 75 条の規定によって継続乗車中の旅客が旅行を中止した場合の不乗区間に対しては、旅客運賃の払戻しをしない。

(不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合)

第 137 条 旅客は、第 70 条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは旅客運賃の払戻しを請求することができない。

(1) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始したとき。

(2) 同区間内の途中駅で下車した後に、前途の駅から任意に乗車したとき。

(定期券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第 138 条 旅客は、定期券の使用を開始した後その定期券が不要となった場合は、通用期間内であるときに限って、これを最寄りの定期券発行駅に差出して、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券 1 枚につき別に定める手数料を支払うものとする。

2 定期券について、前項の払戻しを請求する場合は第 133 条第 2 項の規定を準用する。

3 第 1 項の計算については、払戻し請求の当日は経過日数に算入し、また 1 箇月未満の経過日数は 1 か月として計算する。

4 第 1 項の定期券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

(1) 使用経過月数が 1 か月又は 3 か月のときは、その月数に相当する定期旅客運賃。

(2) 使用経過月数が 2 か月のときは、1 か月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額。

(3) 使用経過月数が 4 か月のときは、3 か月と 1 か月に相当する定期旅客運賃の合算額。

(4) 使用経過月数が 5 か月のときは、3 か月と 1 か月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額。

(回数券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第 139 条 旅客は、回数券の使用を開始した後その回数券が不要となった場合は、通用期間内であるときに限って、これを最寄りの回数券発行駅に差出して、既に支払った回数旅客運賃から使用した券片枚数に相当する普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券 1 冊につき別に定める手数料を支払うものとする。

(旅行中止による通用期間の延長及び旅客運賃の払戻し)

第 140 条 旅客は、旅行開始後次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が通用期間内であるときは、1 回に限って第 145 条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、払戻しを受ける旅客は、乗車券 1 枚につき別に定める手数料を支払うものとする。

(1) 傷い、疾病等により旅行を中止したとき。

(2) 司法権又は国会からの喚問その他これに類する行政権の発動によって旅行を中止したとき。

2 前項の規定による通用期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についてもこれを準用する。

3 定期券、回数券、団体券又は貸切券を使用する旅客は、前 2 項の請求をすることができない。

4 定期券について、同条第 1 項の払戻しを請求する場合は第 133 条第 2 項の規定を準用する。

【細則 第 71 条、第 73 条、第 75 条】

(傷い、疾病等の場合の証明)

第 141 条 旅客が前条の規定により通用期間の延長又は旅客運賃の払戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(通用期間の延長及び旅客運賃の払戻しの特例)

第 142 条 発行当日限り通用の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗遅れた場合は、直ちにその乗車券を係員に呈示して通用期間の延長又は旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、その翌日までの通用期間を延長するか又は別に定める手数料を収受して旅客運賃の払戻しの取扱いをする。

【細則 第 90 条】

第 5 款 運行不能および遅延

(列車の運行不能又は遅延の場合の取扱い方)

第 143 条 旅客（定期券を使用する場合を除く。）は、旅行開始後、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 145 条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長、第 146 条の規定による無賃送還又は旅行を中止して既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は、無賃送還以外の取扱いを請求することができない。

- (1) 列車が運行不能となったとき。
- (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から 2 時間以上にわたって目的地へ出発する列車に接続を欠いたとき又は欠くことが確実であるとき若しくは着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき。
- (3) 第 161 条の第 2 項の規定により手回り品の内容の点検若しくは同条第 3 項の規定による協力に応じたことにより列車に乗車することができなかつたとき

【細則 第 73 条、第 77 条～第 81 条】

(旅行中止による割引旅客運賃の払戻し)

第 144 条 前条の規定により旅行を中止した場合に、原券が割引の乗車券であるときは、既に乗車した区間に対する旅客運賃を割引条件の内容にかかわらず割引の旅客運賃によって計算する。

(乗車券通用期間延長の取扱い方)

第 145 条 乗車券の通用期間の延長の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は、乗車券の通用期間の延長を請求しようとするときは、関係の駅に申出るものとする。
- (2) 通用期間の延長は次の期間とし、旅客はこの期間内に旅行を継続するものとする。
 - (a) 第 140 条各号の場合は、30 日以内。
 - (b) 第 143 条第 1 号の場合は、開通の日から 5 日以内。
 - (c) 第 143 条第 2 号の場合は、1 日。

(無賃送還の取扱い方)

第 146 条 旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅まで又は乗車駅証明書若しくは整理券の発行駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
- (3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (4) 旅客が第 2 号により指定した列車に乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号によって旅客運賃の払戻しをする。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額。ただし、旅客がその券片を使用して途中下車していた場合は、既に収受した旅客運賃からその発駅と最終途中下車駅間に対する普通旅客運賃（原券が割引の乗車券であるときは、割引の旅客運賃。）を差引いた残額。
- (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃から乗車券面に表示された発駅とその途中駅との間の普通旅客運賃を差引いた残額。ただし、無賃送還区間内の駅でその券片を使用して途中下車した場合は、前号ただし書による額。

3 第 1 項の無賃送還を行なった場合に、回数券を使用する旅客は、その券片をその後 1 回に限りその券面表示事項に従って使用することができる。

【細則 第 73 条、第 82 条、第 83 条】

(運行不能の場合の旅客運賃の払戻し駅)

第 147 条 第 143 条、第 146 条の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払戻しを請求するものとする。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けられない旅客は、旅行中止駅。
- (2) 無賃送還の取扱いを受けられる旅客は、送還を終えた駅。

(運行不能区間の旅客運賃の払戻し)

第 148 条 列車が運行不能となった場合で、その発生前に購求した乗車券によって旅行する旅客（定期券又は回数券を使用する場合を除く。）が、不通区間を任意に当社線によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に前途の駅から乗継ぎをするときは、係員にその旨を申出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後その証明書を添えて差出し、その不通区間に対する旅客運賃の払戻しを請求することができる。

【細則 第 84 条】

(運行休止の場合の通用期間の延長又は旅客運賃の払戻し)

第 149 条 定期券又は回数券を使用する旅客は、列車が運行休止のため引き続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅（定期券にあっては発行駅）に差出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払戻しを請求することができる。

(1) 定期券については、使用しない区間（2 区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期券と同一の種類及び期間による定期旅客運賃を通用日数（通用期間が 1 か月のものは 30 日、3 か月のものは 90 日、6 か月のものは 180 日とする。）で除した額（1 円未満の数は、1 円単位に切り上げる。）に休止日数を乗じては数計算した額。

(2) 回数券については、回数旅客運賃をその回数券の総券片で除した額（1 円未満の数は、1 円単位に切り上げる。）に残余の券片数を乗じては数計算した額。

2 定期券について前項の、払戻しを請求する場合は第 133 条第 2 項の規定を準用する。

【細則 第 87 条、第 88 条】

第 6 款 誤乗及び誤購求

(誤乗区間の無賃送還)

第 150 条 旅客（定期券又は回数券を使用される場合を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の通用期間内であるときに限り、最近の列車によってその誤乗区間について無賃送還の取扱いをすることができる。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別途旅客運賃を収受しないことができる。

【細則 第 91 条、第 92 条】

(誤乗区間無賃送還の取扱い方)

第 151 条 前条の規定による無賃送還の取扱い中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中に途中駅で下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対してそれぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券誤購求の場合の取扱い方)

第 152 条 旅客が、誤ってその希望するものと異なった着駅の乗車券を購求した場合であって購求駅の係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。この場合、手数料は収受しない。

【細則 第 93 条、第 94 条】

第 8 章 入 場 券

(入場券の発売)

第 153 条 乗車以外の目的で駅に入場しようとする際は、駅長が特に認めた場合を除き、入場券を購求しこれを所持していなければならない。ただし、6 歳以上の入場券所持者が随伴する 6 歳未満の者 2 人までについては、この限りでない。また、当該駅が駅員無配置である場合は除く。

(入場券料金)

第 154 条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人 160 円

小児 80 円

(入場券の効力)

第 155 条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に 1 人 1 回に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車内に立入ることができない。

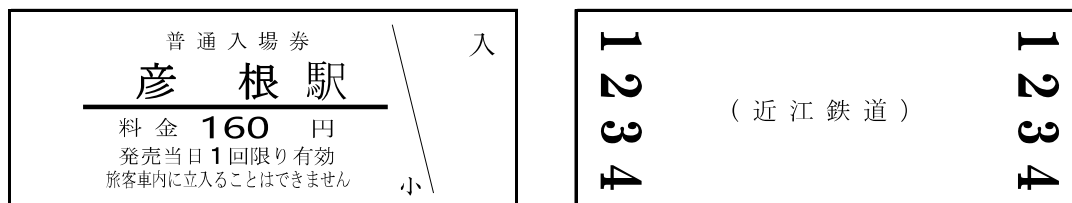
(入場券が無効となる場合)

第 156 条 入場券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項を塗消し又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
- (4) 偽造の入場券を使用して入場したとき。
- (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

(入場券の様式)

第 157 条 入場券の様式は、次のとおりとする。



(入場券の改札及び引渡し)

第 158 条 旅客は、入場の際にこれを係員に呈示して入鋏を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたとき又はその効力を失ったときは、係員に引渡すものとする。

(無札入場者)

第 159 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第 156 条の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 154 条の規定による普通入場料金を収受することができる。

(入場料金の払戻し)

第 160 条 第 6 条の規定により入場券の使用を制限し又は停止した場合は、普通入場券を所持される旅客にあっては、入場料金額の払戻しを請求することができる。

第9章 手 回 り 品

(手回り品及び持込禁制品)

第161条 旅客は、第162条又は第163条の規定により、その携行する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する物品は、車内に持込むことができない。

- (1) 別表『危険品』に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）。
- (4) 死体。
- (5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は第163条第2項の規定により持ち込むことができる動物及び身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に定める補助犬を除く。）
- (6) 不潔又は臭気若しくは騒音等のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれのあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれのあるもの。

(注) 別表『危険品』に定める適用除外の物品及び第2号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

- 2 旅客が、前項ただし書き第1号又は前項ただし書き第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立合いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できない場合(第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合

に限る。)旅客は第 143 条の取り扱いを請求することができる。

- 5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

【細則 第 96 条、第 97 条】

(無料手回り品)

第 162 条 旅客は、第 161 条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

- 2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

- 3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の 1 に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

- 4 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持込むことができる。
- 5 旅客は、当社が別に定めた日付、時間帯及び区間においては、前各号の規定にかかわらず自転車を持込むことができる。

【細則 第98条】

(有料手回り品及び手回り品料金)

第163条 旅客は、子犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、手回り品料金を支払って車内に持込むことができる。

(1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅および高さの和が、90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。

(2) 容器に収納した重量が10kg以内のもの。

2 手回り品料金は、旅客の1回のご乗車ごとに別表の料金とする。

(手回り品切符)

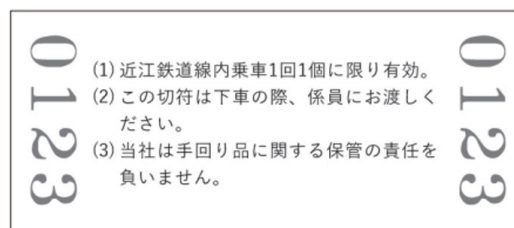
第 164 条 前条の規定により手回り品料金を支払って有料手回り品を車内に持込む旅客に対しては、手回り品切符を交付する。ただし、駅員無配置駅の場合は、直接料金を収受する。

2 社線内における手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

表 面



裏 面



3 連絡乗車券に付属する場合は特別補充券にて発行する。

(手回り品切符の使用条件)

第 165 条 手回り品切符は、切符に表示された条件に従ってその有料手回り品を車内に持込む場合に限り有効とする。ただし、途中下車したときはその効力を失う。

2 手回り品切符は、有料手回り品を持込む際又は係員から請求がある際は、これを呈示しなければならない。

3 手回り品切符は、途中下車又は下車の際には、これを係員に引渡さなければならない。

【細則 第 100 条】

(持込禁制品又は制限外手回り品を持込んだ場合の処置)

第 166 条 旅客が、第 161 条第 1 項ただし書の規定による車内に持込むことのできない物品又は第 162 条の規定による持込制限を超える物品を、当社の承認を得ないで車内に持込んだ場合及び持込もうとした場合は、旅客を最近の駅に下車させ、且つ、使用した乗車券は前途無効とし、次の各号により手回り品料金及び増料金を収受することができる。

(1) 第 161 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持込んだとき。

第 163 条第 3 項の規定による手回り品料金及びその 10 倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次によって計算した増料金を合わせて収受する。

イ 火薬類	1 kg につき	1,000 円
ロ その他危険品	同 上	300 円

(2) 前号のほか、車内に持込むことのできない物品を持込んだとき。

第 163 条第 3 項の規定による手回り品料金及びその 2 倍の増料金。

2 前項の規定は、着駅において持込みの事実を発見した場合に準用する。

【細則 第 102 条、第 103 条】

(旅客輸送の伴わない物品を持込んだ場合の処置)

第 167 条 旅客輸送の伴わない物品を手回り品のように装うなどの手段により物品の無賃輸送を図った場合は、直ちにこれを取りおろすものとする。

(手回り品の保管)

第 168 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。